

2 環境行政年表（2013（平成25）年度から2017（平成29）年度まで）

年月	県の動き	国の動き
2013(H25)年5月	おひさまBUN・SUNメガソーラーにおける自然エネルギー普及に関する協定の締結（県、岡谷酸素㈱、自然エネルギー信州ネット）	
6月	「長野県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」策定	「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布 「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 フロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」公布（H27.4施行）
9月	「家庭の省エネサポート制度」開始	
10月	消費者・事業者・行政、各主体の新たな目標を盛り込んだ「レジ袋削減協働アピール」を決定	
12月	おひさまBUN・SUNメガソーラー（豊田終末処理場）の発電開始	「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」公布 「水質汚濁防止法施行規則の一部を改正する省令」公布
2014(H26)年2月		「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令」の施行
3月	自然エネルギー地域基金の創設 「長野県版レッドリスト（植物編）2014～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物～」改訂	
4月		「水循環基本法」公布（H26.7施行）
5月		「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」公布（H27.5施行）
6月		「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」の変更
11月		「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布
2015(H27)年3月	第5期野尻湖水質保全計画を策定 「長野県版レッドリスト（動物編）2015～長野県の絶滅のおそれのある野生動植物」の改訂 「廃棄物の適正な処理の確保に関する条例の一部を改正する条例」公布（H27.4施行） 地域の実情に応じた一般廃棄物の削減を市町村とともに取り組むため、地方事務所毎に「チャレンジ800実行チーム」を設置	国内32番目の国立公園として妙高戸隠連山国立公園が誕生（上信越高原国立公園より分離独立）
5月		「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布
6月		「大気汚染防止法の一部を改正する法律」公布
8月	第二種特定鳥獣管理計画（第4期カモシカ保護管理）策定	
9月		「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」公布
10月	「長野県環境影響評価条例の一部を改正する条例」公布	
11月		「大気汚染防止法施行令等の一部を改正する政令」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（H28.4一部施行、H29.10完全施行）
12月		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H28.4施行）
2016(H28)年2月	温室効果ガス削減のための「第5次長野県職員率先実行計画」策定（計画期間：平成28～32年度）	
3月	長野県「水循環・資源循環のみち2015」構想策定 長野県廃棄物処理計画（第4期）策定 長野県災害廃棄物処理計画策定 第二種特定鳥獣管理計画（第4期ニホンジカ管理）策定	「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布 「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布
5月		「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」公布（H28.8施行）
6月		「排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H28.9施行）
9月		「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」公布 「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令」公布 「大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令」公布
10月	ライチョウ保護行政連携会議設置	

年 月	県 の 動 き	国 の 動 き
2016(H28)年11月		「排水基準を定める省令等の一部を改正する省令及び水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令」公布
2017(H29)年3月	自然公園グレードアップ構想（企業版ふるさと納税による登山道等の整備に係る地域再生計画）認定 「公害の防止に関する条例の一部を改正する条例」公布 「公害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則」公布 「長野県水環境保全条例の一部を改正する条例」公布 「長野県水環境保全条例施行規則の一部を改正する規則」公布 「ゴルフ場における農業等の安全使用等に関する指導要綱」一部改正 「ゴルフ場で使用される農業による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導要綱の制定について」通知 「長野県水道ビジョン」策定 「小規模水道維持管理指導要綱」一部改正 「飲用井戸等衛生対策要領」一部改正 第二種特定鳥獣管理計画（第4期ツキノワグマ保護管理）策定	「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」一部改正
4月		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H29.5一部施行、H29.10完全施行）
5月	長野県水環境保全条例に基づく水道水源保全地区における行為の事前協議に関する専門委員会の設置	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」公布
6月	「長野県流域下水道下水熱利用手続要領」策定	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」公布（H30.4一部施行、H32.4完全施行） 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H29.10施行）
9月	「地域再生可能エネルギー国際会議2017」開催	
10月	「長野県立自然公園条例の一部を改正する条例」公布 「長野県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則」公布	「土壌汚染対策法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」公布 「土壌汚染対策法施行令の一部を改正する政令」公布
12月		「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」公布 「汚染土壌処理業に関する省令の一部を改正する省令」公布 「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令」公布 「環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
2018(H30)年1月		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（H30.4施行）
2月		「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布（H30.4施行）
3月	「第四次長野県環境基本計画」策定 「長野県環境エネルギー戦略」の中間見直し実施 「諏訪湖創生ビジョン」策定 「長野県流域下水道“ZERO”エネルギープラン」策定 第二種特定鳥獣管理計画(第3期イノシシ管理)策定	

3 市町村における環境基本条例の制定、環境基本計画の策定状況 (2018(平成30)年4月1日現在)

(1) 環境基本条例の制定状況

市町村名	条 例 名	制定・改定年月日
長 野 市	長野市環境基本条例	平成9年3月27日
松 本 市	松本市環境基本条例	平成10年3月13日
上 田 市	上田市環境基本条例	平成19年3月20日
岡 谷 市	岡谷市環境基本条例	平成10年12月22日
飯 田 市	飯田市環境基本条例	平成9年3月27日
諏 訪 市	諏訪市環境基本条例	平成12年3月28日
須 坂 市	須坂市環境基本条例	平成29年3月24日
小 諸 市	小諸市環境条例	平成29年6月27日
伊 那 市	伊那市環境保全条例	平成18年3月31日
駒ヶ根市	駒ヶ根市環境保全条例	平成8年3月21日
中 野 市	中野市環境基本条例	平成17年4月1日
大 町 市	大町市の環境の保全に関する条例	昭和46年2月27日
飯 山 市	飯山市環境基本条例	平成11年3月25日
茅 野 市	茅野市環境にやさしいまちづくり条例	平成11年3月16日
塩 尻 市	塩尻市環境基本条例	平成9年12月25日
佐 久 市	佐久市環境基本条例	平成17年4月1日
千 曲 市	千曲市環境基本条例	平成15年9月1日
東 御 市	東御市環境をよくする条例	平成16年4月1日
安曇野市	安曇野市環境基本条例	平成17年10月1日
南 牧 村	南牧村美しいむらづくり条例	平成19年4月1日
北相木村	北相木村環境保全条例	平成15年12月10日
佐久穂町	佐久穂町環境保全条例	平成17年3月20日
御代田町	御代田町環境保全条例	平成元年3月31日
長 和 町	長和町自然環境保全条例	平成17年10月1日
下諏訪町	下諏訪町環境基本条例	平成13年12月21日
富士見町	富士見町環境保全条例	昭和53年12月25日
原 村	原村環境保全条例	平成9年3月26日
辰 野 町	辰野町環境基本条例	平成10年3月24日
箕 輪 町	箕輪町環境保全条例	平成9年3月19日
飯 島 町	飯島町さわやか環境保全条例	平成29年8月1日
南箕輪村	南箕輪村環境基本条例	平成13年9月21日
中 川 村	中川村環境保全条例	平成9年12月11日
宮 田 村	宮田村環境保全条例	平成29年6月15日
松 川 町	松川町環境保全条例	平成11年6月22日
高 森 町	高森町環境保全条例	平成11年3月26日
平 谷 村	平谷村自然環境保全条例	平成3年4月25日
下 條 村	下條村自然環境保全条例	平成17年6月22日
根 羽 村	根羽村自然環境保全条例	平成16年3月9日
豊 丘 村	豊丘村環境保全条例	平成25年4月1日
大 鹿 村	大鹿村美しい村づくり条例	平成23年3月18日
南木曾町	南木曾町環境基本条例	平成29年12月15日
木 祖 村	源流の里 木祖村環境保全条例	平成26年4月1日
大 桑 村	大桑村環境基本条例	平成28年6月16日
木 曾 町	木曾町環境基本条例	平成20年7月1日
麻 績 村	麻績村環境保全条例	平成5年3月31日
山 形 村	山形村環境基本条例	平成14年12月9日
朝 日 村	朝日村環境基本条例	平成14年6月21日
筑 北 村	筑北村環境保全条例	平成17年10月11日
池 田 町	池田町環境保全に関する条例	昭和49年3月27日
松 川 村	松川村環境保全に関する条例	昭和48年9月25日
白 馬 村	白馬村環境基本条例	平成11年12月24日
坂 城 町	坂城町生活環境保全条例	平成28年9月21日
高 山 村	高山村地球にやさしい環境基本条例	平成27年12月14日
木 島 平 村	木島平村環境保全に関する条例	昭和47年3月20日
信 濃 町	信濃町環境基本条例	平成16年3月22日
飯 網 町	飯綱町環境基本条例	平成18年3月24日

(2) 環境基本計画の策定状況

市町村名	条 例 名	制定・改定年月日
長 野 市	第2次長野市環境基本計画 (後期)	平成29年4月1日
松 本 市	第3次松本市環境基本計画 (改定版)	平成29年3月21日
上 田 市	上田市環境基本計画 (中間見直し版)	平成25年5月
岡 谷 市	第3次岡谷市環境基本計画	平成27年3月
飯 田 市	飯田市環境基本計画 (第4次改訂)	平成29年3月
諏 訪 市	第2次諏訪市環境基本計画	平成24年3月
須 坂 市	第2次須坂市環境基本計画 (中間見直し版)	平成28年3月
小 諸 市	第2次小諸市環境基本計画	平成28年12月
伊 那 市	伊那市環境基本計画	平成21年3月
駒ヶ根市	駒ヶ根市第3次環境基本計画	平成30年4月1日
中 野 市	第2次中野市環境基本計画	平成30年3月
大 町 市	大町市環境基本計画	平成15年3月
飯 山 市	第2次飯山市環境基本計画	平成24年3月
茅 野 市	第2次茅野市環境基本計画	平成30年3月
塩 尻 市	第2次塩尻市環境基本計画 (2017年度定期見直し版)	平成30年3月
佐 久 市	第2次佐久市環境基本計画	平成30年3月
千 曲 市	第2次千曲市環境基本計画	平成28年3月
東 御 市	第2次東御市環境基本計画	平成28年2月
安曇野市	第2次安曇野市環境基本計画	平成30年3月
下諏訪町	下諏訪町環境基本計画 (第2次)	平成24年3月
辰 野 町	辰野町環境基本計画	平成13年3月
箕 輪 町	箕輪町環境基本計画 (第3次)	平成29年7月
飯 島 町	飯島町第5次環境基本計画	平成30年3月
南箕輪村	南箕輪村環境基本計画 (第2次)	平成29年3月2日
中 川 村	第2次中川村環境基本計画	平成26年11月
宮 田 村	宮田村環境基本計画 (第2次)	平成20年3月
松 川 町	第3次松川町環境基本計画	平成28年2月
高 森 町	第2次高森町環境基本計画	平成27年6月25日
木 曾 町	第2次木曾町環境基本計画	平成30年3月26日
山 形 村	第3次山形村環境基本計画	平成28年3月
朝 日 村	朝日村第2次環境基本計画	平成28年4月1日
筑 北 村	筑北村環境基本計画 (中間見直し版)	平成29年4月1日
高 山 村	高山村地球にやさしい環境基本計画	平成29年10月
信 濃 町	信濃町第2次環境基本計画	平成27年12月
飯 網 町	第2次飯綱町環境基本計画	平成30年3月

4 市町村環境行政組織一覽

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
長野市	環境保全温暖化対策課 環境保全担当 TEL:026-224-8034 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp	環境保全温暖化対策課環境企画担当 TEL:026-224-5034 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp		生活環境課（一般廃棄物） TEL:026-224-5035 FAX:026-224-8909 E-mail:seikatukankyo@city.nagano.lg.jp 廃棄物対策課（産業廃棄物） TEL:026-224-7320 FAX:026-224-5108 E-mail:haitai@city.nagano.lg.jp	環境保全温暖化対策課 温暖化対策担当 TEL:026-224-7532 FAX:026-224-5108 E-mail:kankyo@city.nagano.lg.jp
松本市	環境保全課環境保全係 TEL:0263-34-3267 FAX:0263-34-0400 E-mail:kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp			環境政策課環境政策担当（一般廃棄物処理計画に関すること） TEL:0263-34-3268 FAX:0263-34-0400 E-mail:s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp 環境保全課生活衛生係（し尿・浄化槽に関すること） 環境保全課環境保全係（産業廃棄物関連指導に関すること） TEL:0263-34-3024(生活衛生係) 0263-34-3267(環境保全係) FAX:0263-34-0400 E-mail:kankyo-k@city.matsumoto.lg.jp 環境業務課廃棄物減量推進担当・業務担当（上記以外の業務に関すること） TEL:0263-47-1096 FAX:0263-40-1335 E-mail:kankyo-s@city.matsumoto.lg.jp	環境政策課温暖化対策担当 TEL:0263-34-3268 FAX:0263-34-0400 E-mail:s-kankyo@city.matsumoto.lg.jp
上田市	生活環境課環境保全担当 TEL:0268-23-5120 FAX:0268-22-4127 E-mail:seikan@city.ueda.nagano.jp			①廃棄物対策課リサイクル推進係・廃棄物指導係 ②ごみ減量企画室 TEL:0268-22-0666 FAX:0268-26-0815 E-mail:haiki@city.ueda.nagano.jp	生活環境課環境政策担当 TEL:0268-23-5120 FAX:0268-22-4127 E-mail:seikan@city.ueda.nagano.jp
岡谷市	市民環境課環境保全担当 TEL:0266-23-4811（内線1142、1143） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp		土木課公園緑化担当 TEL:0266-23-4811 （内線1319、1320） FAX:0266-23-5400 E-mail:doboku@city.okaya.lg.jp	市民環境課資源化担当 TEL:0266-23-4811 （内線1144、1145） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp	市民環境課環境保全担当 TEL:0266-23-4811 （内線1142、1143） FAX:0266-22-7281 E-mail:seisou@city.okaya.lg.jp
飯田市	環境課環境保全係 TEL:0265-22-4511（内線5463） FAX:0265-22-4673 E-mail:ikankyou@city.iida.lg.jp		観光課観光係 TEL:0265-22-4852 FAX:0265-22-4567 E-mail:ecotur@city.iida.lg.jp	環境課廃棄物対策係 TEL:0265-22-4511（内線5464） FAX:0265-22-4673 E-mail:ikankyou@city.iida.lg.jp	環境モデル都市推進課地球温暖化対策係、地域エネルギー計画係 TEL:0265-22-4511 （内線5471～5474） FAX:0265-22-4673 E-mail:sakugen_co2@city.iida.lg.jp
諏訪市	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係 TEL:0266-52-4141（内線214、215） FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp			生活環境課環境衛生係 TEL:0266-52-4141 （内線211、212） FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp	生活環境課環境保全自然エネルギー推進係 TEL:0266-52-4141 （内線214、215） FAX:0266-57-0660 E-mail:kankyou@city.suwa.lg.jp
須坂市	生活環境課環境政策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-251-2459 E-mail:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp			生活環境課廃棄物対策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-251-2459 E-mail:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp	生活環境課環境政策係 TEL:026-248-9019 FAX:026-251-2459 E-mail:s-seikatsukankyo@city.suzaka.nagano.jp
小諸市	生活環境課生活環境係 TEL:0267-22-1700（内線2274） FAX:0267-23-8857 E-mail:kankyo@city.komoro.nagano.jp			生活環境課ごみ減量推進係 TEL:0267-22-1700（内線2273） FAX:0267-23-8857 E-mail:genryo@city.komoro.nagano.jp	生活環境課生活環境係 TEL:0267-22-1700（内線2275） FAX:0267-23-8857 E-mail:kankyo@city.komoro.nagano.jp
伊那市	生活環境課環境衛生係 TEL:0265-78-4111（内線2215） FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp	生活環境課環境政策係 TEL:0265-78-4111（内線2212） FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp		生活環境課環境衛生係 TEL:0265-78-4111 （内線2213、2214） FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp	生活環境課環境政策係 TEL:0265-78-4111（内線2212） FAX:0265-73-4151 E-mail:sei@inacity.jp

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
駒ヶ根市	生活環境課環境衛生係 TEL:0265-83-2111 (内線542、543) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0265-83-2111 (内線541、542) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp		生活環境課環境衛生係 TEL:0265-83-2111 (内線542、543) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0265-83-2111 (内線541、542) FAX:0265-83-1278 E-mail:kankyo@city.komagane.nagano.jp
中野市	環境課環境係 TEL:0269-22-2111 (内線247) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp			環境課衛生係 TEL:0269-22-2111 (内線245) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp	環境課環境係 TEL:0269-22-2111 (内線247) FAX:0269-22-5923 E-mail:kankyo@city.nakano.nagano.jp
大町市	生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線465) E-mail:seikatsu@city.omachi.lg.jp	①生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線465) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.lg.jp ②教育委員会山岳博物館 TEL:0261-22-0211 FAX:0261-21-2133 E-mail:sanpaku@city.omachi.lg.jp ③教育委員会生涯学習課文化財係 TEL:0261-23-4760 FAX:0261-23-4773 E-mail:bunkazai@city.omachi.lg.jp	①生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線465) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.lg.jp ②観光課庶務管理係 TEL:0261-22-0420 (内線561、562) FAX:0261-23-4660 E-mail:kankou@city.omachi.lg.jp	生活環境課環境衛生係 TEL:0261-22-0420 (内線461、462) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.lg.jp	生活環境課環境保全係 TEL:0261-22-0420 (内線465) FAX:0261-21-1322 E-mail:seikatsu@city.omachi.lg.jp
飯山市	市民環境課生活環境係 TEL:0269-62-3111 (内線191、192) FAX:0269-62-3127 E-mail:shiminkankyo@city.iiyama.nagano.jp				
茅野市	環境課公害衛生係 TEL:0266-72-2101 (内線264、265) FAX:0266-82-0234 E-mail:kankyo@city.chino.lg.jp	環境課環境保全係 TEL:0266-72-2101 (内線262、263) FAX:0266-82-0234 E-mail:kankyo@city.chino.lg.jp		美サイクルセンター TEL:0266-72-2905 FAX:0266-71-1634 E-mail:bisaikuru.c@city.chino.lg.jp	環境課環境保全係 TEL:0266-72-2101 (内線262、266) FAX:0266-82-0234 E-mail:kankyo@city.chino.lg.jp
塩尻市	生活環境課環境対策係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp	生活環境課環境企画係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp	公園緑地課公園管理係	生活環境課リサイクル推進係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp	生活環境課環境企画係 TEL:0263-52-0679 FAX:0263-54-7661 E-mail:kankyo@city.shiojiri.lg.jp
佐久市	環境政策課環境保全係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp	①公園緑地課公園管理係 TEL:0267-62-3424 FAX:0267-63-7750 E-mail:koenryokuti@city.saku.nagano.jp ②環境政策課環境政策係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp	TEL:0267-62-3424 FAX:0267-63-7750 E-mail:koenryokuti@city.saku.nagano.jp 環境課環境推進係	生活環境課環境衛生係 TEL:0267-62-3094 FAX:0267-62-2289 E-mail:seikan@city.saku.nagano.jp	環境政策課環境政策係 TEL:0267-62-2917 FAX:0267-62-2289 E-mail:kankyoseisaku@city.saku.nagano.jp
千曲市	環境課環境保全係 TEL:026-273-1111 (内線5411、5413) FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.lg.jp		TEL:026-273-1111 (内線5412、5414) FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.lg.jp 商工観光課観光係	廃棄物対策課リサイクル推進係 TEL:026-273-1111 (内線5422、5423) FAX:026-273-1924 E-mail:haiki@city.chikuma.lg.jp	環境課環境推進係 TEL:026-273-1111 (内線5412、5414) FAX:026-273-1924 E-mail:kankyou@city.chikuma.lg.jp
東御市	生活環境課環境対策係 TEL:0268-64-5896 FAX:0268-63-6908 E-mail:seikan@city.tomi.nagano.jp		TEL:0268-64-5895 FAX:0268-64-5881 E-mail:kanko@city.tomi.nagano.jp	生活環境課クリーンリサイクル係 TEL:0268-63-6814 FAX:0268-63-6814 E-mail:clean-center@city.tomi.nagano.jp	生活環境課環境対策係 TEL:0268-64-5896 FAX:0268-63-6908 E-mail:seikan@city.tomi.nagano.jp
安曇野市	環境課環境保全担当 TEL:0263-71-2491 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.nagano.jp	環境課環境政策係 TEL:0263-71-2492 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.nagano.jp		廃棄物対策課廃棄物対策担当 TEL:0263-71-2490 FAX:0263-72-3176 E-mail:haikibutsutaisaku@city.azumino.nagano.jp	環境課環境政策係 TEL:0263-71-2492 FAX:0263-72-3176 E-mail:kankyou@city.azumino.nagano.jp
小海町	町民課生活環境係 TEL:0267-92-2525 (内線151) FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	産業建設課経済係 TEL:0267-92-2525(内線155) FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp		町民課生活環境係 TEL:0267-92-2525 (内線151) FAX:0267-92-4335 E-mail:koumi@koumi-town.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
川上村	産業建設課環境整備係 TEL:0267-97-2124 FAX:0267-97-2125 E-mail:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp	企画課政策調整係 TEL:0267-97-2123 FAX:0267-97-2125 E-mail:seisaku@vill.kawakami.nagano.jp		産業建設課環境整備係 TEL:0267-97-2124 FAX:0267-97-2125 E-mail:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp	
南牧村	産業建設課環境衛生係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:kankyoueisei@vill.minamimaki.nagano.jp	農業建設課農政観光係 TEL:0267-96-2211 FAX:0267-96-2227 E-mail:syouko@vill.minamimaki.nagano.jp		産業建設課環境整備係 TEL:0267-97-2124 FAX:0267-97-2125 E-mail:kankyou@vill.kawakami.nagano.jp	
南相木村	総務課総務係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:soumu@vill.minamiaiki.lg.jp			住民課住民係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:juumin@vill.minamiaiki.lg.jp	総務課総務係 TEL:0267-78-2121 FAX:0267-78-2139 E-mail:soumu@vill.minamiaiki.lg.jp
北相木村	住民福祉課環境衛生係 TEL:0267-77-2111 FAX:0267-77-2879 E-mail:juuminhukusi@vill.kitaiki.nagano.jp				
佐久穂町	住民税務課生活環境係 TEL:0267-86-2552 FAX:0267-86-2633 E-mail:seikatukankyou@town.sakuho.nagano.jp				
軽井沢町	環境課衛生係 TEL:0267-45-8556 FAX:0267-46-3165 E-mail:eisei@town.karuizawa.nagano.jp	環境課自然環境係 TEL:0267-45-8556 FAX:0267-46-3165 E-mail:shizenkankyo@town.karuizawa.nagano.jp		環境課衛生係 TEL:0267-45-8556 FAX:0267-46-3165 E-mail:eisei@town.karuizawa.nagano.jp	環境課自然環境係 TEL:0267-45-8556 FAX:0267-46-3165 E-mail:shizenkankyo@town.karuizawa.nagano.jp
御代田町	町民課環境衛生係 TEL:0267-32-3114 FAX:0267-32-3929 E-mail:kan-eisei@town.miyota.nagano.jp	産業経済課商工観光係 TEL:0267-32-3113 FAX:0267-32-3929 E-mail:shokan@town.miyota.nagano.jp		町民課環境衛生係 TEL:0267-32-3114 FAX:0267-32-3929 E-mail:kan-eisei@town.miyota.nagano.jp	
立科町	町民課環境保健係 TEL:0267-88-8407 FAX:0267-56-2310 E-mail:t-kankyou@town.tateshina.lg.jp	企画課企画振興係 TEL:0267-88-8403 FAX:0267-56-2310 E-mail:kikaku@town.tateshina.lg.jp		町民課環境保健係 TEL:0267-88-8407 FAX:0267-56-2310 E-mail:t-kankyou@town.tateshina.lg.jp	
青木村	住民福祉課保健衛生係、上下水道係 TEL:0268-49-0111 FAX:0268-49-3670 E-mail:webmaster@vill.aoki.lg.jp				
長和町	町民福祉課生活環境係 TEL:0268-75-2081 FAX:0268-68-4011 E-mail:kankyo@town.nagano-nagawa.lg.jp				
下諏訪町	住民環境課生活環境係 TEL:0266-27-1111 (内線141) FAX:0266-28-1070 E-mail:kankyou@town.shimosuwa.lg.jp	産業振興課観光係 TEL:0266-27-1111 (内線272) FAX:0266-28-1511 E-mail:kankou@town.shimosuwa.lg.jp		住民環境課生活環境係 TEL:0266-27-1111 (内線142) FAX:0266-28-1070 E-mail:kankyou@town.shimosuwa.lg.jp	住民環境課生活環境係 TEL:0266-27-1111 (内線141) FAX:0266-28-1070 E-mail:kankyou@town.shimosuwa.lg.jp
富士見町	建設課生活環境係 TEL:0266-62-9114 FAX:0266-62-4481 E-mail:kensetsu@town.fujimi.lg.jp	総務課企画統計係 TEL:0266-62-9332 FAX:0266-62-4481 E-mail:kikakutoukei@town.fujimi.lg.jp	産業課商工観光係 TEL:0266-62-9342 FAX:0266-62-4481 E-mail:kankou@town.fujimi.lg.jp	建設課生活環境係 TEL:0266-62-9114 FAX:0266-62-4481 E-mail:kensetsu@town.fujimi.lg.jp	
原村	建設水道課環境係 TEL:0266-79-7933 FAX:0266-79-5504 E-mail:kankyo@vill.hara.lg.jp		商工観光課商工観光係 TEL:0266-79-7929 FAX:0266-79-5504 E-mail:shokan@vill.hara.lg.jp	建設水道課環境係 TEL:0266-79-7933 FAX:0266-79-5504 E-mail:kankyo@vill.hara.lg.jp	総務課企画振興係 TEL:0266-79-7922 FAX:0266-79-5504 E-mail:kikaku@vill.hara.lg.jp
辰野町	住民税務課生活環境係 TEL:0266-41-1111 FAX:0266-41-0575 E-mail:ch-seikatu@town.tatsuno.lg.jp				
箕輪町	住民環境課生活環境係 TEL:0265-79-3111 (内線115~117) FAX:0265-79-0230 E-mail:jukan@town.minowa.lg.jp				
飯島町	住民税務課生活環境係 TEL:0265-86-3111 (内線155) FAX:0265-86-2225 E-mail:juumin@town.ijima.lg.jp		地域創造課観光係 TEL:0265-86-3111 (内線126) FAX:0265-86-2051 E-mail:chisou@town.ijima.lg.jp	住民税務課生活環境係 TEL:0265-86-3111 (内線155) FAX:0265-86-2225 E-mail:juumin@town.ijima.lg.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
南箕輪村	住民環境課生活環境係 TEL:0265-72-2106 FAX:0265-73-9799 E-mail:seikatsu-c@vill.minaminowa.lg.jp				
中川村	住民税務課生活環境係 TEL:0265-88-3001 (内線41) FAX:0265-88-3890 E-mail:kankyo@vill.nagano-nakagawa.lg.jp	振興課商工観光係 TEL:0265-88-3001 (内線33) FAX:0265-88-3890 E-mail:shokan@vill.nagano-nakagawa.lg.jp		住民税務課生活環境係 TEL:0265-88-3001 (内線41) FAX:0265-88-3890 E-mail:kankyo@vill.nagano-nakagawa.lg.jp	
宮田村	住民課住民係 TEL:0265-85-3183 FAX:0265-85-4725 E-mail:jumin@vill.miyada.nagano.jp				みらい創造課協働係 TEL:0265-85-3181 FAX:0265-85-4725 E-mail:kikaku@vill.miyada.nagano.jp
松川町	環境水道課環境係 TEL:0265-36-7026 FAX:0265-36-5091 E-mail:kankyou@matsukawa-town.jp	産業観光課農林係 TEL:0265-36-7027 FAX:0265-36-5091 E-mail:sangyou@matsukawa-town.jp		環境水道課環境係 TEL:0265-36-7026 FAX:0265-36-5091 E-mail:kankyou@matsukawa-town.jp	
高森町	環境水道課環境係 TEL:0265-35-9409 FAX:0265-35-6854 E-mail:kansui@town.nagano-takamori.lg.jp	産業課林務係 TEL:0265-35-9405 FAX:0265-35-8294 E-mail:sangyo@town.nagano-takamori.lg.jp		環境水道課環境係 TEL:0265-35-9409 FAX:0265-35-6854 E-mail:kansui@town.nagano-takamori.lg.jp	
阿南町	建設環境課環境係 TEL:0260-22-4053 FAX:0260-22-2576 E-mail:kankyo@town.anan.lg.jp				
阿智村	生活環境課廃棄物対策係 TEL:0265-43-2220 (内線251) FAX:0265-43-3940 E-mail:kankyo@vill.achi.lg.jp	地域経営課環境政策係 TEL:0265-43-2220 (内線282) FAX:0265-43-2231 E-mail:kanko@vill.achi.lg.jp		生活環境課廃棄物対策係 TEL:0265-43-2220 (内線251) FAX:0265-43-3940 E-mail:kankyo@vill.achi.lg.jp	地域経営課環境政策係 TEL:0265-43-2220 (内線282) FAX:0265-43-2231 E-mail:kanko@vill.achi.lg.jp
平谷村	住民課 TEL:0265-48-2211 (内線33) FAX:0265-48-2212 E-mail:juumin@vill.hiraya.lg.jp	産業建設課 TEL:0265-48-2211 (内線43) FAX:0265-48-2212 E-mail:sanken@vill.hiraya.lg.jp		住民課 TEL:0265-48-2211 (内線33) FAX:0265-48-2212 E-mail:juumin@vill.hiraya.lg.jp	
根羽村	住民課住民環境係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:juumin4102@nebamura.jp	振興課産業係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:shinkou4102@nebamura.jp		住民課住民環境係 TEL:0265-49-2111 FAX:0265-49-2277 E-mail:juumin4102@nebamura.jp	
下條村	振興課建設係 TEL:0260-27-2311 (内線111) FAX:0260-27-3536 E-mail:sjkensetu@vill-shimojo.jp	振興課経済係 TEL:0260-27-2311 (内線109) FAX:0260-27-3536 E-mail:sjkeizai@vill-shimojo.jp		振興課建設係 TEL:0260-27-2311 (内線111) FAX:0260-27-3536 E-mail:sjkensetu@vill-shimojo.jp	
売木村	産業課 TEL:0260-28-2311 FAX:0260-28-2135 E-mail:sangyo@urugi.jp				
天龍村	建設課環境水道係 TEL:0260-32-1022 FAX:0260-32-2525 E-mail:seikan@vill-tenryu.jp				
泰阜村	住民福祉課住宅水道係 TEL:0260-26-2111 (内線232) FAX:0260-26-2553 E-mail:jumin@vill.yasuoka.nagano.jp	振興課農村振興係 TEL:0260-26-2111 (内線244) FAX:0260-26-2553 E-mail:sinkou@vill.yasuoka.nagano.jp		住民福祉課住宅水道係 TEL:0260-26-2111 (内線232) FAX:0260-26-2553 E-mail:jumin@vill.yasuoka.nagano.jp	
喬木村	生活環境課環境林務係 TEL:0265-33-5127 FAX:0265-33-4511 E-mail:kankyou@vill.takagi.lg.jp				
豊丘村	環境課環境係 TEL:0265-35-9057 FAX:0265-35-9065 E-mail:kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp	産業建設課土木係 TEL:0265-35-9054 FAX:0265-35-9065 E-mail:doboku@vill.nagano-toyooka.lg.jp		環境課環境係 TEL:0265-35-9057 FAX:0265-35-9065 E-mail:kankyo@vill.nagano-toyooka.lg.jp	
大鹿村	住民税務課住民係 TEL:0265-39-2001 (内線231) FAX:0265-39-2269 E-mail:jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp	産業建設課商工観光係 TEL:0265-39-2001 (内線230) FAX:0265-39-2269 E-mail:kanko@vill.ooshika.lg.jp		住民税務課住民係 TEL:0265-39-2001 (内線231) FAX:0265-39-2269 E-mail:jyuu-zei@vill.ooshika.lg.jp	

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
上松町	住民福祉課生活環境係 TEL:0264-52-4802 FAX:0264-52-2150 E-mail:seikan@town.agematsu.nagano.jp		産業観光課商工観光係 TEL:0264-52-4804 FAX:0264-52-1038 E-mail:syoukan@town.agematsu.nagano.jp	住民福祉課生活環境係 TEL:0264-52-4802 FAX:0264-52-2150 E-mail:seikan@town.agematsu.nagano.jp	
南木曾町	建設環境課環境住宅係 TEL:0264-57-2001 (内線66) FAX:0264-57-2270 E-mail:kankyoo@town.nagiso.nagano.jp		産業観光課商工観光係 TEL:0264-57-2001 (内線55) FAX:0264-57-2270 E-mail:kankou@town.nagiso.nagano.jp	建設環境課環境住宅係 TEL:0264-57-2001 (内線66) FAX:0264-57-2270 E-mail:kankyoo@town.nagiso.nagano.jp	
木祖村	住民福祉課環境係 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kankyoo@kisomura.com	商工観光課 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kankou@kisomura.com		住民福祉課環境係 TEL:0264-36-2001 FAX:0264-36-3344 E-mail:kankyoo@kisomura.com	
王滝村	福祉健康課環境保全係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp		村おこし推進課商工観光係 TEL:0264-48-2257 FAX:0264-48-2258 E-mail:kanko@vill.otaki.nagano.jp	福祉健康課環境保全係 TEL:0264-48-2001 FAX:0264-48-2172 E-mail:seikatsu@vill.otaki.nagano.jp	
大桑村	住民課防災環境係 TEL:0264-55-3080 FAX:0264-55-4134 E-mail:kankyo@vill.okuwa.lg.jp	産業振興課商工観光係 TEL:0264-55-3080 FAX:0264-55-4134 E-mail:syokan@vill.okuwa.lg.jp		住民課防災環境係 TEL:0264-55-3080 FAX:0264-55-4134 E-mail:kankyo@vill.okuwa.lg.jp	
木曾町	町民課環境政策室 TEL:0264-22-4281 FAX:0264-24-3601 E-mail:kankyo_ct@town.kiso.lg.jp		観光商工課観光交流係 TEL:0264-22-4285 FAX:0264-23-2121 E-mail:kanko@town.kiso.lg.jp	町民課環境政策室 TEL:0264-22-4281 FAX:0264-24-3601 E-mail:kankyo_ct@town.kiso.lg.jp	
麻績村	住民課環境衛生係 TEL:0263-67-4854 FAX:0263-67-3094 E-mail:omi-jumin@vill.omi.lg.jp				
生坂村	住民課生活環境係 TEL:0263-69-3113 FAX:0263-69-3115 E-mail:jumin@vill.ikusaka.nagano.jp	振興課産業係 TEL:0263-69-3112 FAX:0263-69-3115 E-mail:sinkoka@vill.ikusaka.nagano.jp		住民課生活環境係 TEL:0263-69-3113 FAX:0263-69-3115 E-mail:jumin@vill.ikusaka.nagano.jp	
山形村	住民課環境係 TEL:0263-98-3112 FAX:0263-98-3078 E-mail:kankyo@vill.nagano-yamagata.lg.jp				
朝日村	建設環境課 TEL:0263-99-4103 FAX:0263-99-2745 E-mail:kensetsu@vill.asahi.nagano.jp				
筑北村	住民福祉課住民係 TEL:0263-66-2111 (内線2020) FAX:0263-66-3370 E-mail:jyumin@vill.chikuhoku.lg.jp				
池田町	住民課環境整美係 TEL:0261-62-2203 FAX:0261-62-9404 E-mail:kankyo@town.ikedanagano.jp			住民課環境整美係 TEL:0261-62-2203 FAX:0261-62-9404 E-mail:kankyo@town.ikedanagano.jp	
松川村	住民課生活環境係 TEL:0261-62-3112 FAX:0261-62-9405 E-mail:seikatsukankyou@vill.matsukawa.nagano.jp	①経済課農林係 TEL:0261-62-3109 FAX:0261-62-9405 E-mail:nourin@vill.matsukawa.nagano.jp ②住民課生活環境係 TEL:0261-62-3112 FAX:0261-62-9405 E-mail:seikatsukankyou@vill.matsukawa.nagano.jp	総務課政策企画係 TEL:0261-62-3111 FAX:0261-62-9405 E-mail:s-kikaku@vill.matsukawa.nagano.jp	住民課生活環境係 TEL:0261-62-3112 FAX:0261-62-9405 E-mail:seikatsukankyou@vill.matsukawa.nagano.jp	
白馬村	住民課環境衛生係 TEL:0261-85-0715 FAX:0261-72-7001 E-mail:jumin@vill.hakuba.lg.jp	総務課企画調整係 TEL:0261-72-7002 FAX:0261-72-7001 E-mail:somu@vill.hakuba.lg.jp		住民課環境衛生係 TEL:0261-85-0715 FAX:0261-72-7001 E-mail:jumin@vill.hakuba.lg.jp	総務課企画調整係 TEL:0261-72-7002 FAX:0261-72-7001 E-mail:somu@vill.hakuba.lg.jp
小谷村	住民福祉課住民係 TEL:0261-82-2581 FAX:0261-82-2232 E-mail:zyuumin@vill.otari.lg.jp	観光振興課観光商工係 TEL:0261-82-2585 FAX:0261-82-2232 E-mail:kanko@vill.otari.lg.jp		住民福祉課住民係 TEL:0261-82-2581 FAX:0261-82-2232 E-mail:zyuumin@vill.otari.lg.jp	総務課企画財政係 TEL:0261-82-2038 FAX:0261-82-2232 E-mail:kikakuzaisei@vill.otari.lg.jp

市町村名	環境公害担当課・係	自然保護担当課・係	自然公園担当課・係	廃棄物担当課・係	地球温暖化防止担当課・係
坂城町	住民環境課環境保全係 TEL:0268-75-6204 FAX:0268-82-8307 E-mail:juumin@town.sakaki.nagano.jp			住民環境課環境保全係 TEL:0268-75-6204 FAX:0268-82-8307 E-mail:juumin@town.sakaki.nagano.jp	
小布施町	健康福祉課住民係 TEL:026-214-9109 FAX:026-247-3113 E-mail:jumin@town.obuse.nagano.jp			健康福祉課住民係 TEL:026-214-9109 FAX:026-247-3113 E-mail:jumin@town.obuse.nagano.jp	
高山村	村民生活課生活環境係 TEL:026-214-9267 FAX:026-248-0066 E-mail:sonmin@vill.takayama.nagano.jp	産業振興課商工観光係 TEL:026-214-9296 FAX:026-248-0066 E-mail:sangyou@vill.takayama.nagano.jp		村民生活課生活環境係 TEL:026-214-9267 FAX:026-248-0066 E-mail:sonmin@vill.takayama.nagano.jp	
山ノ内町	健康福祉課住民環境係 TEL:0269-33-3116 (内線 216) FAX:0269-33-1104 E-mail:jumin@town.yamanouchi.nagano.jp	観光商工課観光施設係 TEL:0269-33-1107 (内線 243) FAX:0269-33-1104 E-mail:kanko@town.yamanouchi.nagano.jp		健康福祉課住民環境係 TEL:0269-33-3116 (内線 216) FAX:0269-33-1104 E-mail:jumin@town.yamanouchi.nagano.jp	
木島平村	民生課生活環境係 TEL:0269-82-3111 (内線 123) FAX:0269-82-4121 E-mail:kankyo@vill.kijimadaira.lg.jp	建設課農村整備係 TEL:0269-82-3111 (内線 141) FAX:0269-82-4121 E-mail:nosonseibi@vill.kijimadaira.lg.jp		民生課生活環境係 TEL:0269-82-3111 (内線 123) FAX:0269-82-4121 E-mail:kankyo@vill.kijimadaira.lg.jp	
野沢温泉村	民生課住民係 TEL:0269-85-3112 (内線 114) FAX:0269-85-4760 E-mail:jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp	観光産業課商工観光係 TEL:0269-85-3114 (内線 133) FAX:0269-85-3803 E-mail:shoko@vill.nozawaonsen.nagano.jp		民生課住民係 TEL:0269-85-3112 (内線 114) FAX:0269-85-4760 E-mail:jusei@vill.nozawaonsen.nagano.jp	
信濃町	住民福祉課環境係 TEL:026-255-5924 FAX:026-255-6207 E-mail:kankyou@town.shinano.lg.jp	産業観光課商工観光・癒しの森係 TEL:026-255-3114 FAX:026-255-4470 E-mail:syoukougankou@town.shinano.lg.jp	建設水道課建設係 TEL:026-255-5922 FAX:026-255-5460 E-mail:kensetu@town.shinano.lg.jp	住民福祉課環境係 TEL:026-255-5924 FAX:026-255-6207 E-mail:kankyou@town.shinano.lg.jp	
小川村	住民福祉課住民係 TEL:026-269-2323 FAX:026-269-3578 E-mail:kankyo@vill.ogawa.nagano.jp			住民福祉課住民係 TEL:026-269-2323 FAX:026-269-3578 E-mail:kankyo@vill.ogawa.nagano.jp	
飯綱町	住民環境課生活環境係 TEL:026-253-4762 FAX:026-253-6887 E-mail:seikan@town.iizuna.nagano.jp		産業環境課商工観光係 TEL:026-253-4765 FAX:026-253-6869 E-mail:kanko@town.iizuna.nagano.jp	住民環境課生活環境係 TEL:026-253-4762 FAX:026-253-6887 E-mail:seikan@town.iizuna.nagano.jp	
栄村	住民福祉課 TEL:0269-87-3114 FAX:0269-87-3083 E-mail:kankyo@vill.sakae.nagano.jp	商工観光課 TEL:0269-87-2702 FAX:0269-87-2366 E-mail:kankou-k@vill.sakae.nagano.jp		住民福祉課 TEL:0269-87-3114 FAX:0269-87-3083 E-mail:kankyo@vill.sakae.nagano.jp	

5 用語解説

頭文字	用語	解説
ア	ISO14001 [p.26]	国際貿易の発展のために世界共通の規格・基準を設定する国際機関であるISO (International Organization For Standardization : 国際標準化機構) が発行する環境マネジメントシステム (環境に影響を与える (可能性のある) 活動について継続的に活動を管理し、改善を図る仕組み) に関する規格
	アオコ [p.70]	富栄養化の進んだ湖沼で、初夏から秋にかけて植物プランクトンが異常増殖して、湖沼水を緑色に変化させる現象。アオコが発生すると、透明度の低下や悪臭などにより上水道への利用が不適当となる。さらに、アオコが死滅する際、悪臭が発生するとともに水中の溶存酸素を奪うため、水産や観光上の被害をもたらす。
	アスベスト [p.88]	天然にできた鉱物繊維で、熱に強く摩耗に強い、丈夫で変化しにくい等の特性から建材や保温材など多くの用途に使われてきた。しかし、繊維は、髪の毛の5000分の1と細かいため飛散しやすく、吸い込んだ場合、20~50年で肺ガンや中皮腫になる可能性があることから、現在国を挙げて対策に取り組んでいる。
	あっせん [p.107]	公害紛争処理制度において、あっせん委員が、当事者間に入って仲介し、紛争の解決を図る手続をいう。当事者自身による解決を期待する手続であり、あっせん委員は当事者間の話し合いを側面から援助し、促進する。
イ	硫黄酸化物 (SOx) [p.83]	刺激性の強い腐食性のある有毒なガスで、代表的なものに二酸化硫黄があり、重油などの燃焼により発生する。このガスは呼吸器を刺激し、せき、呼吸困難、ぜんそく、気管支炎などを起こし、また植物にも被害をもたらす。四日市ぜんそくの主な原因物質の一つとなった。
	1時間値 [p.81]	正時 (〇時00分) から次の正時までの1時間に得られた測定値であり、後の時刻を測定値の時刻として採用している。 例：6時の1時間値とは、5時00分から6時00分までの1時間に得られた測定値
	1日平均値 [p.81]	1日の1時から24時までの時間帯で得られた1時間値の合計を、その日の測定時間数で割った数値
	1日平均値の年間98%値 [p.81]	1年間に測定された全ての1日平均値について、測定値の低い方から高い方に並べて、低い方から98%目に相当する1日平均値
	1年平均値 [p.82]	1年間に測定された全ての1時間値の合計を、年間の測定時間数で割った数値。微小粒子状物質については、1年間に測定された全ての1日平均値の合計を、年間の測定日数で割った数値
	一酸化炭素 (CO) [p.84]	不完全燃焼に伴って発生する無色無臭の気体で、身近な発生源に自動車がある。呼吸器を通じて体内に吸収されると、血液中のヘモグロビンと結合するため、体内組織への酸素の補給が妨げられ、貧血や中枢神経の麻痺をもたらす。高濃度の場合は死に至る。
	一般廃棄物 [p.1]	家庭から出るごみなど、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。一般廃棄物は、さらに「ごみ」と「し尿」に分類される。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類される。一般廃棄物の処理は、市町村が処理計画を定めて実施する。
エ	エコアクション21 [p.26]	環境省が策定した、中小企業なども容易に取り組める環境経営システムであり、二酸化炭素排出量の把握など必要な環境への取組や、環境レポートの作成と公表など、事業者が取り組むべき項目を規定している。県においては、全ての県機関を対象に2007年5月に認証を取得した。
	SS (Suspended Solids : 浮遊物質) [p.145]	粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質をいう。水の濁りの原因となるもので浮遊物が有機物である場合には、腐敗し水質の悪化をまねく。
	SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) [p.7]	2015(平成27)年9月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に盛り込まれた17のゴール (目標) のこと。17のゴールとゴールごとに設定された169のターゲットから構成される。
	LCA (Life Cycle Assessment : 環境影響評価) [p.27]	製品やサービスの資源採取から廃棄までの資源消費量や排出物量を詳細に計量する手法のこと。この手法を導入することで、環境への影響 (CO2発生量、エネルギー消費量等) を定量的に評価することができる。
オ	オゾン層 [p.30]	地上から20~40kmの上空にある比較的オゾン濃度の高い大気層のこと。生物に有害な紫外線の多くはこの層で吸収される。近年、フロンガスなどの影響によりオゾンが破壊され、南極を始め、高・中緯度地域においてもオゾン層が減少している。オゾン層が減少すると、地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。
	温室効果ガス [p.1]	大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体を指す。京都議定書では、そのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の温室効果ガスが排出削減対象となった。

頭文字	用語	解説
カ	合併処理浄化槽 [p.68]	し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽をいう。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に対する用語であるが、浄化槽法の改正により単独処理浄化槽は設置できなくなっており、一般的に浄化槽という、合併処理浄化槽のことをいう。
	環境影響評価 [p.17]	大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ環境に与える影響を事業者自らが調査・予測・評価し、その内容について住民や関係自治体などの意見を聴くことにより、環境の保全について適正な配慮を行おうとすること。環境アセスメントとも言う。 最近では、ライフサイクルアセスメントによる製品やサービスに対する環境影響評価を指すこともある。
	環境基準 [p.2]	大気汚染、水質汚濁、騒音などの環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準を、行政上の目標値として定めたもの
	環境効率 [p.27]	製品・サービスを顧客に提供していく中で、「環境負荷を最小化しつつ、製品価値を最大化する」考え方である。ISO14045では環境効率は、製品・サービスの価値を環境影響で除した値と定義され、環境負荷や製品価値を数値化する具体的な評価手法は企業により異なる。LCAは環境負荷量を算出する際の代表的な手法である。
	環境配慮設計 [p.25]	製品の製造やサービスの提供に際して、その設計段階において環境負荷低減を目指すこと。製品製造に関しては、ライフサイクル全般（設計、生産、使用、廃棄及び再利用）にわたって、環境への影響を考慮した設計のこと。DfE（Design for Environment）、環境適合設計、エコ・デザインなどとも言う。
	環境VOC [p.27]	VOCとは企業、製品サービス等への顧客の声「Voice of the Customer」の略である。市場調査、コールセンターやインターネットなどから集められた顧客要求（評価・苦情など）を、現状評価、今後の企画開発に活用していくこと。 環境VOCとは、環境視点での顧客の声のことである。
キ	気候変動に関する国際連合枠組 条約第3回締約国会議（COP3） [p.31]	地球温暖化を防止するために、1992年5月に「気候変動に関する国際連合枠組条約」が結ばれ、この条約の下で、先進工業国から排出される温室効果ガスの2000年以降の削減目標値を定めるために1997年12月に京都で開催された「地球温暖化防止京都会議」のこと
	QFDE（Quality Function Deployment for Environment：環境 調和型品質機能展開） [p.27]	環境側面からの要求を取り込み、環境指向の製品開発ができる設計ツールのこと。従来の製品設計開発の流れに環境側面の項目を付加することを基本的方針としており、実際の現場へ導入しやすいメリットがある。
	京都議定書 [p.31]	1997年12月、地球温暖化防止京都会議（気候変動に関する国際連合枠組条約第3回締約国会議）において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガス削減目標や国際制度について定めている。日本は2005年2月に発効し、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年レベルで6%削減することを目指している。
ク	クラインガルテン [p.124]	遊休農地などを利用して、都市住民などに野菜や花づくりの場を提供する簡易宿泊施設のある滞在型市民農園
	クリプトスポリジウム [p.62]	人や家畜、野生動物に寄生する病原性原虫で、飲み水や食べ物を通して人間に感染すると腸内で繁殖し、腹痛や激しい下痢が数日続く。水道の塩素消毒では死滅しないが、乾燥や熱に弱い。
	グリーン購入 [p.13]	商品やサービスを購入する際に、価格・機能・品質などだけでなく、環境の視点を重視し、環境に与える影響のできるだけ少ないものを選んで優先的に購入することをいう。
	グリーン・ツーリズム [p.120]	都市住民などが、緑豊かな農山村地域においてその自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型や訪問型の余暇活動
ケ	景観育成重点地域 [p.24]	県内において特に重点的に景観の育成を図る地域で、景観の育成上特に重要な地域について、長野県景観条例に基づき知事が指定したもの
	景観育成住民協定 [p.24]	建物の形態や色彩などの外観や緑化など、地域の景観づくりのためのルールとして地域住民が自ら定めた協定を、長野県景観条例に基づき知事が認定したもの
	建設資材廃棄物 [p.29]	建設工事に使用する資材が廃棄物となったもの
	建設副産物 [p.29]	建設工事に伴い副次的に得られた全ての物品であり、その種類としては、「工事現場外に搬出される建設発生土」、「コンクリート塊」、「アスファルト・コンクリート塊」、「建設発生木材」、「建設汚泥」、「紙くず」、「金属くず」、「ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶器くず」又はこれらのものが混合した「建設混合廃棄物」などがある。
コ	公害 [p.3]	環境基本法第2条第3項の規定により定義されている。事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる水質汚濁・大気汚染・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭（以上を典型7公害という。）によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることをいう。
	光化学オキシダント（Ox） [p.2]	工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物などが、太陽の紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。主成分はオゾンであり、人や植物に有害である。
	子どもエコクラブ [p.14]	子どもたちが地域において主体的に環境教育や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境保全に対する高い意識を持つことを支援するために、公益財団法人日本環境協会が幼児から高校生までを対象に参加を呼びかけている環境活動クラブ

頭文字	用語	解説
コ	コミュニティ・プラント [p.66]	新規に開発される団地や既存の小集落等の地域単位に、し尿と生活雑排水を処理するため、市町村が設置する施設
サ	再生建設資材 [p.29]	建設工事に使用する資材として利用することができる状態に建設廃棄物が再資源化されたもの
	里山 [p.2]	農林業などの人間活動の影響を受けて成立し維持されてきた二次的植生域（薪炭林・雑木林）で、二次林を主とし、自然林及び人工林、草原、湿地、湖沼、河川等の二次的自然環境と、水田、畑地、水路、溜池、農山村集落等の生活、生産域が一体になった地域などをいう。
	産業廃棄物 [p.1]	事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃アルカリ、廃プラスチック類など20種類の廃棄物をいう。これらは、排出者責任に基づき、事業者が自ら処理するか、知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者等に処理を委託しなければならない。
	産業廃棄物管理票 （マニフェスト） [p.55]	排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物の名称、数量、性状、運搬業者名、処分業者名などを記載した帳票を交付し、処理終了後に受託者からその旨を記載した写しの送付を受けることにより、委託契約どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認し、適正処理を確保するための制度
	酸性雨 [p.30]	工場、自動車などから排出される硫酸化物や窒素酸化物などが雨水に取り込まれて生じる概ねpH 5.6以下の雨をいう。酸性度の強い雨が観測されているヨーロッパ、北アメリカなどでは、湖沼、森林の生態系に影響を受けるなど、大きな社会問題になっている。
シ	COD (Chemical Oxygen Demand) [p.62]	有機物による湖沼などの汚濁の程度を示すもので、水中の汚濁物質を酸化剤によって酸化するときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。化学的酸素要求量
	自然観察インストラクター [p.119]	自然環境保全の普及啓発を図ることを目的に、県民が自然に親しみ、学習する機会を充実するために、鳥類、哺乳類、昆虫、魚類、天文、地形・地質、その他の分野の自然に関する知識を有し、自然解説を行うことができることとして、県が登録する者
	自然公園の協働型管理運営 [p.121]	自然公園の運営を地域の観光施策や教育・文化施策等と連携したものとし、地域固有の自然環境、歴史・文化、農林水産業等の魅力を活かした取組を行うため、公園管理者のほか地域関係者が協働して自然公園の管理運営を行うもの
	自然保護レンジャー [p.113]	県の委嘱により、自然公園などにおける動植物の保護や施設の適切な利用指導を行うボランティア
	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法） [p.45]	使用済自動車から出る部品などを回収し、リサイクル及び適正処理を自動車メーカーや輸入業者に義務付ける法律。平成14年7月制定。リサイクル・適正処分の義務の対象となるのは、カーエアコンに使われるフロン、シュレッダーダスト、エアバッグ類の3種類。リサイクル費用は自動車の所有者が負担し、新車の購入時に支払うことになっている。
	シュレッダーダスト [p.52]	使用済自動車の処理において、自動車の破砕後に排出されるごみのこと。自動車リサイクル法施行以前は、ほとんどが埋立処分されていたが、自動車リサイクル法の施行により、自動車メーカーなどによる熱エネルギーへの再利用が図られている。
	植生自然度 [p.122]	自然が、人間の開発行為によってどの程度改変されているかを植生の状況によって分類し、客観的に自然環境の現状を10段階に区分して表すもの
	森林セラピー基地・セラピーロード [p.119]	生理実験などにより対象となる森林や遊歩道等の施設などを評価し、NPO法人森林セラピーソサイエティが認定した森林や施設。「基地」は森林、歩道、宿泊施設などを備えた地域、「ロード」は森林を巡る遊歩道
森林の公益的機能 [p.16]	森林は木材を生産するだけでなく、野生動植物に多様な生育の場を提供し、水を貯え、洪水や山崩れなどの災害を防ぎレクリエーションの場を提供するほか、安らぎなどを与える景観としてや、また、二酸化炭素を吸収・固定するなど多様な機能を有しており、これらを総称して「森林の公益的機能」という。	
ス	水銀 [p.85]	体温計、水銀灯、歯科用アマルガム等、幅広く用いられている重金属の一種。この化合物のうち、無機の水銀化合物と比較して有機水銀化合物は毒性が強い。特にアルキル水銀化合物は腸管からの吸収率が高く、脳に移行・蓄積し、水俣病として知られるような言語障害、視力減退や催奇性を引き起こすことから、環境中の濃度は特に厳しい基準が定められている。
	水質汚濁防止法の政令市 [p.62]	水質汚濁防止法施行令第10条で定める市
セ	生活環境の保全に関する項目 [p.62]	水質汚濁による環境基準で、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。これには、pH、DO、BODなど11項目があり、河川、湖沼、海域別に、水道、水産、工業用水などの利用目的に適応した類型によって、項目ごとにそれぞれ基準値が定められている。
	生態系 [p.108]	生物（植物、動物、微生物等）及びそれらを取りまく非生物的要素（土壌、水、空気など）から成り立っており、それらの要素が物質環境やエネルギーの流れといった複雑な過程を通じて相互に作用し、複合したもの。野生生物及び人類の生存を支える基盤
	生物多様性 [p.2]	地球上の生物の多様さとその生育環境の多様さをいう。生態系は多様な生物が生育するほど健全であり、安定していると考えられる。世界で協調して、生物種、生態系及び遺伝子多様性を保護するため、「生物の多様性に関する条約」が1993年12月に、157カ国の締約によって発効している。

頭文字	用語	解説
タ	ダイオキシン類 [p.2]	物の燃焼などの過程で非意図的に生成される炭素、水素、(酸素)、塩素で構成される化合物。塩素の数と配置によって222種類があり、毒性の強さが異なる。環境中では分解しにくく、生物に対する毒性の強いものがある。
	大腸菌群数 [p.145]	人間又は動物の排泄物による水の汚染の目安として用いられている。大腸菌には、腸内に生息しているもののほか、草原や畑などの土中に生息しているものも含まれるが、一括して大腸菌群として測定されている。
	多自然川づくり [p.78]	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために行う河川管理(調査、計画、設計、施工、維持管理など)のこと
	淡水赤潮 [p.70]	淡水湖沼などで、植物プランクトンが大量に増殖・集積して、水面が赤褐色になる現象をいう。県内では昭和63年に野尻湖で黄色べん毛藻類のウログレナによる赤潮が、木崎湖ではべん毛藻類のペリジニウムによる赤潮が確認されている。
チ	地球温暖化 [p.30]	太陽からの日射エネルギーによって地表が暖められ、暖められた地表からは熱エネルギー(赤外線)が放出されるが、人間の活動によって、大気中における赤外線を貯える温室効果ガスの濃度が上がることにより、地表の温度が上昇することをいう。
	窒素酸化物(NO _x) [p.81]	窒素と酸素の化合物の総称で、化石燃料やその他の物質の燃焼に伴って発生する。大気中には多くの種類が存在するが、主に一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO ₂)が大気汚染に関係する。窒素酸化物は人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、酸性雨や光化学スモッグの原因物質の一つである。
	中間処理 [p.49]	廃棄物の最終処分あるいはリサイクルのために、廃棄物を安全かつ安定した状態に変化させたり、減量化する目的で行われる。主な方法としては、焼却、中和、脱水、破碎、圧縮などがある。
	仲裁 [p.107]	公害紛争処理制度において、当事者が、裁判所において裁判を受ける権利を放棄し、紛争解決を仲裁委員会の判断に委ね、その判断を最終的なものとしてこれに従うことを約束(仲裁契約)することにより、紛争の解決を図ることをいう。
	鳥獣保護区 [p.112]	野生鳥獣の保護、増殖を図るために狩猟を禁止する区域
	調停 [p.107]	公害紛争処理制度において調停委員会が当事者の間に入って、必要に応じて調停案を示し、双方の互譲に基づく合意によって紛争の妥当な解決を図ることをいう。
テ	TEQ (Toxicity Equivalency Quantity) [p.95]	種類が異なるダイオキシン類の毒性強度と存在量を考慮して算出した毒性の指標(毒性等量)
	DO (Dissolved Oxygen) [p.145]	水中に溶けこんでいる酸素の量(溶存酸素量)のこと。水の浄化作用に必要な水中生物の生存には欠くことのできないもので、きれいな河川水中には普通1ℓ中に7~14mg程度あるが、有機物の流入量が多くなり、汚濁が進行すると減少する。
ト	特定汚染源 [p.62]	水質汚染源のうち、生活排水、工場・事業場排水、畜産排水等の特定の汚染源に由来する負荷のこと
	特定外来生物 [p.78]	2005(平成17)年に制定された「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で定められた、生態系などに被害をおよぼす種のこと。この法律により、特定外来生物は、飼養・運搬・輸入・放逐などが規制されている。
	特定工場 [p.107]	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の適用を受ける特定工場は、①製造業(物品の加工業を含む)、②電気供給業、③ガス供給業、④熱供給業に属するもので、それぞれの関係法で規定されるばい煙発生施設、汚水等排水施設、騒音発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設又は振動発生施設などを設置している工場をいう。
	特定建設資材 [p.29]	建設資材のうち、政令で定められた、以下の資材 ①コンクリート ②コンクリート及び鉄から成る建設資材 ③木材 ④アスファルト
	特定施設 [p.63]	水質汚濁、騒音などの公害を防止するため、各種の規制法の中で、「特定施設」という概念を設けて規制監督を行っている。例えば水質汚濁防止法では、カドミウムその他政令で定める物質を含む汚水又は廃液を排出する施設などで、政令で定めるものが特定施設として定められている。
ナ	長野県希少野生動植物保護条例 [p.108]	長野県内に生息・生育する希少野生動植物に対して、本県の実情に即し、より広範な種の保護を図るため制定した条例(2004(平成16)年1月1日施行) 条例に基づき、保護の必要のある種を指定種又は特別指定種として捕獲規制を行うほか、保護回復事業計画を策定し希少野生動植物の保護を図っている。
	長野県版レッドリスト [p.2]	長野県内に生息する野生生物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れのある種を選定してリストにまとめたもの
	75%値 [p.63]	BOD(COD)の水質測定結果の評価方法の一つであり、水質環境基準の適否の判定などに利用される。全データを小さい方から並べた時に、(データ数×0.75)番目の値をいう。例えば年間のデータ数が12個の場合、小さい方から9番目の値となる。これは河川の低水流量(1年を通じて275日はこれより低下しない流量)における水質を反映している。

頭文字	用語	解説
ニ	鉛 [p.62]	重金属、鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤など用途が広く、生体への蓄積性があり、慢性中毒を引き起こす。
	日本型直接支払制度 [p.59]	農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動、中山間地域等における農業生産活動、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する制度
ハ	ばい煙 [p.80]	大気汚染防止法では、燃料その他の物の燃焼、または熱源としての電気の使用に伴って発生する硫酸化物及びばいじんや、物の燃焼、合成、分解その他の処理に伴って発生する物質のうち、人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を政令で定めるもの（有害物質）をいう。
ヒ	PRTR制度 [p.98]	Pollutant Release and Transfer Register（環境汚染物質排出・移動登録）の略。事業者が対象となる有害化学物質の種類ごとに工場・事業場から環境中への排出量や廃棄物に含まれて場外へ移動する量を自ら把握し、その結果を報告することを義務付け、行政機関はこれらの報告結果を集計して公表する制度
	pH（水素イオン濃度指数） [p.86]	溶液中の水素イオン濃度〔H ⁺ 〕を示す尺度で、pH 値が7のときは中性、これより数値が高い場合はアルカリ性、低い場合は酸性を示す。
	BOD（Biochemical Oxygen Demand） [p.62]	有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので、水中に含まれる有機物質が一定時間、一定温度下で微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいい、数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。生物化学的酸素要求量
	PDCAサイクル [p.128]	Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検）、Action（見直し）という手順を繰り返し、サイクルを重ねるごとに、より高い目的や目標を達成していくシステム
	微小粒子状物質（PM2.5） [p.20]	大気中に浮遊している粒子状物質のうち粒径が 2.5 μm 以下の粒子。浮遊粒子状物質のうち特に粒径が小さいために肺の奥深くまで入りやすいことから、その健康影響が懸念されている。
	ヒ素（砒素） [p.62]	硫化鉄鉱などの金属硫化鉱物に伴って産出され、銅、亜鉛、鉛などの精錬の際に副産物としても分離される。過去には農業として多量に用いられ、現在は半導体の材料として利用されている。体内に蓄積すると慢性中毒（おう吐、皮膚の褐変、肝臓肥大など）を起こしやすい。
	非特定汚染源 [p.62]	汚染物質の負荷排出ポイントが特定しにくく、市街地、農地、森林など面的な広がりを有する発生源からの負荷や、降水等に伴って大気中から降下してくる負荷
	人の健康の保護に関する項目 [p.62]	公共用水域の水質の汚濁に係る環境基準で、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として設定された項目をいう。カドミウムを始めとする蓄毒性のある重金属類、トリクロロエチレンなどの揮発性有機塩素化合物、農薬など、計 26 項目である。
フ	富栄養化 [p.70]	湖沼、海等で、窒素やリンなど、栄養物質の濃度が上昇すること。これにより、アオコの発生や赤潮の発生を引き起こす。
	浮遊粒子状物質（SPM） [p.81]	大気中に浮遊している粒子状物質のうち、特に人の健康に影響を与える可能性の大きい粒径 10 μm（0.01mm）以下のものをいい、環境基準が設けられている。（SPM：Suspended Particulate Matter）
	フロン類 [p.45]	フッ素を含むハロゲン化炭化水素の総称。主に CFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）の3種類に分類される。人工的に作られた蒸発しやすい液体、あるいは気体状の化学物質である。毒性が低く、燃えない、油を溶かすなどの性質を持っているため、半導体など精密部品の洗浄剤、エアコンの冷媒などに広く使われているが、オゾン層の破壊、地球温暖化といった地球環境への影響が明らかにされ、今日では様々な条約・法律によって製造及び使用について大幅な制限がかけられている。
	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） [p.45]	フロン類使用機器の廃棄に伴って使用されていたフロン類が大気中に放出されないように、回収及び破壊を確実に進めていくことを目的とした法律。平成 14 年6月制定。本法律の対象は、業務用冷凍空調機器に冷媒として使用されている CFC、HCFC、HFC の3種類のフロン類で、機器のユーザー、フロン類回収業者、フロン類破壊業者などがそれぞれの役割分担の下、適切にフロン類の回収・破壊処理を進めていくものである。平成 25 年6月の法改正により、フロン類対策をより一層推進するために、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を行うよう制度強化された。
ホ	保安林 [p.122]	水源のかん養、土砂の流出や干害その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など特定の公共目的を達成するため、森林法に基づいて一定の制限（立木の伐採、土地の形質の変更などの制限、植栽の義務）が課せられている特定の森林。その指定の目的により 17 種類ある。
	ポリ塩化ビフェニル(PCB) [p.56]	発ガン性などの毒性を持つ有機塩素化合物の一種。安定性、耐熱性、絶縁性に優れ、日本においても様々な用途に利用されていたが、カネミ油症事件がきっかけとなり、昭和 47 年6月に生産が中止された。難分解性で生物に蓄積しやすい性質がある。
ユ	有害物質使用特定施設 [p.64]	水質汚濁防止法の特定施設のうち、有害物質（水質汚濁防止法施行令第2条で定める物質をいう。以下同じ。）をその施設において製造し、使用し、又は処理する特定施設
	有害物質貯蔵指定施設 [p.64]	有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設（有害物質を貯蔵し、若しくは使用し、又は指定物質（水質汚濁防止法施行令第3条の3で定める物質をいう。）を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設）であって、当該施設から有害物質を含む水が地下に浸透するおそれがある施設

頭文字	用語	解説
ユ	有機塩素系化合物 [p.63]	塩素を含む有機化合物の総称。このうち、揮発性の高い有機塩素化合物は、沸点が低く不燃性で、溶解力、脱脂力が大きいなどの欠点があるため、金属部品等の脱脂洗浄剤、ドライクリーニング溶剤等として広く利用されている。発がん性物質とされるトリクロロエチレン等が水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。
ヨ	溶融スラグ、溶融飛灰及び 煙道スラグ [p.104]	下水道の処理施設から発生した汚泥の焼却灰を高温で溶融した後、冷却、固化したものを「溶融スラグ」といい、人工骨材として再利用される。また、溶融の際に生じた灰を「溶融飛灰」、煙道に付着して固化したものを「煙道スラグ」という。
ル	類型指定 [p.62]	環境基準が、2以上の類型を定めている場合、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定することをいう。水質の汚濁に係る環境基準の場合は、生活環境の保全に関する環境基準について、各公共用水域の利水目的に合わせて、それぞれの類型を当てはめている。